

スポンサーメ리트について

(1) 愛称名の標示

ア 主桁への愛称名の標示の設置基準

	設置基準
標示場所	原則、両側面（主桁部分1面につき1か所）を上限とする。 対象歩道橋の設置可能箇所については、次ページの図を参照。
仕様	再剥離が可能な（粘着剤が残らない）シールとする。
面積	1面につき当該面の総面積の3/10以内
文字の大きさ	1文字最大で30cm角 故意に企業名等を強調するもの、読みにくいもの、過度に注意を引くもの等、 道路交通に支障を及ぼすものや周辺の景観と調和しないものは不可。
文字色	単色とする。 蛍光色、反射性のある色、華美なもの等は不可。 背景色とのバランスにより、読みにくいもの、過度に注意を引くもの等、道路 交通に支障を及ぼすものや周辺の景観と調和しないものは不可。
ロゴの大きさ	2文字分の面積まで
ロゴの色	蛍光色、反射性のある色は不可。
背景色	透明または設置面と同色とする。 反射性のある素材等、道路交通に支障を及ぼすものは不可。

次ページあり

その他

- ・デザイン・設置方法等は、横浜市と調整し、決定します。
- ・愛称名以外（電話番号、ホームページなどの連絡先表示など）を標示することはできません。
- ・行数は2行を上限とします。
- ・愛称名の標示について横浜市屋外広告物条例に基づく許可申請は不要ですが、同条例が規定する広告物の基準には適合する必要があります。
- ・横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反する標示はできません。
- ・歩道橋の構造や安全性、交通・道路管理上に支障を生じさせる、道路法等各種法令を遵守していない、横浜市屋外広告物条例、横浜市景観計画、街づくり協議指針等の景観上の規定等、に準じていない、周辺地域への影響が大きい、名称表示としての妥当性が認められない等の場合には、ご提案いただいたデザイン・設置方法等の変更等を求める場合があります。
- ・設置にあたっては、所管の土木事務所に対し、道路自費工事申請が必要です。

【新横浜駅北口歩道橋の主桁への愛称標示設置可能箇所図】



— の範囲内で各1か所（最大9か所）

※⑨については、化粧パネルの撤去を予定しています。愛称標示後に化粧パネルが撤去される場合、愛称標示についても同時に撤去されますが、本市で再標示は行いません。

(実例写真)



◀ マルサンスカイウォーク (長津田駅北口歩道橋)
(緑区長津田二丁目)



◀ 【ロゴ】 Honda Cars 横浜 三ッ沢歩道橋
(保土ヶ谷区岡沢町)

イ 高欄への愛称名の標示の設置基準

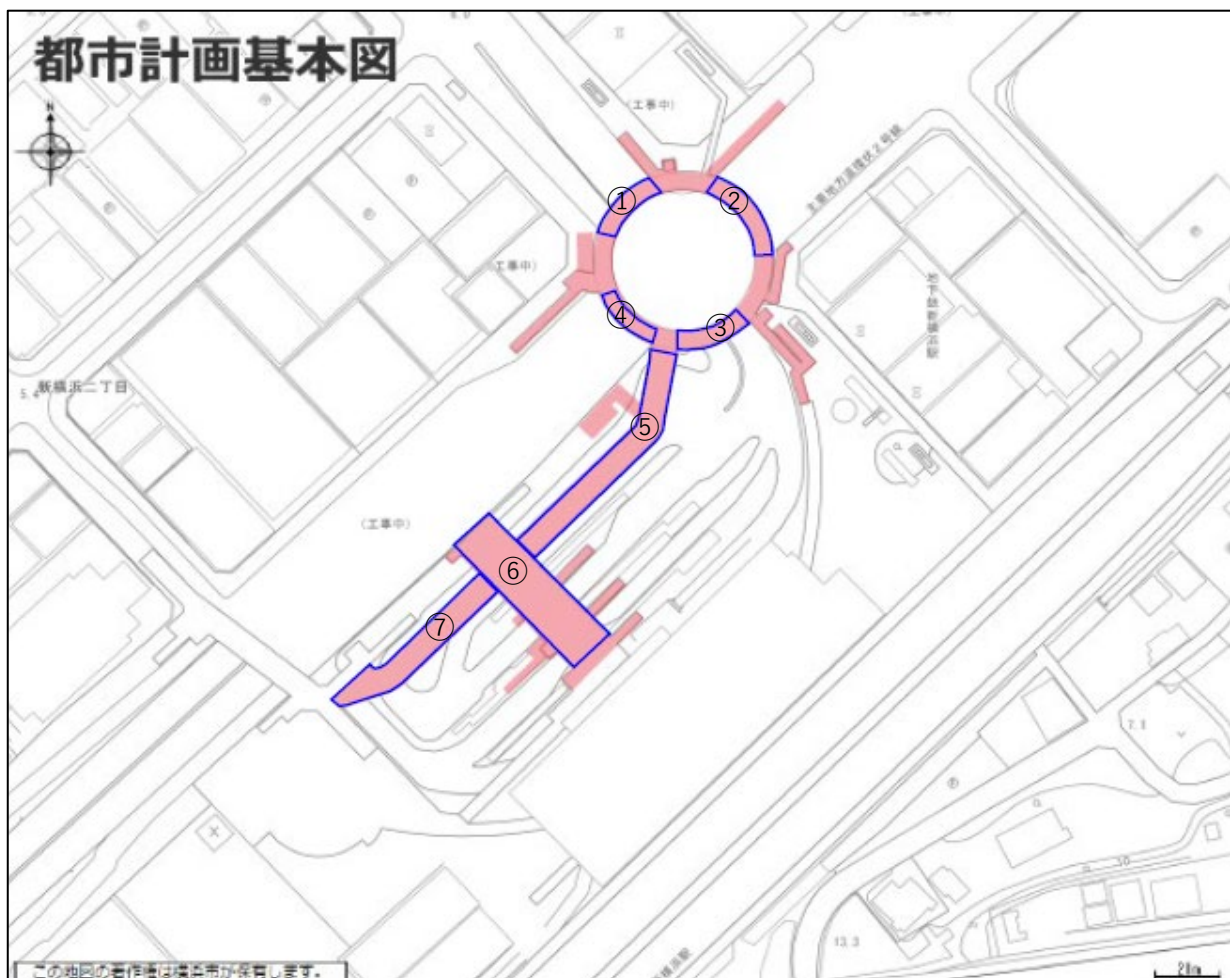
	設置基準
標示場所	高欄の内側（原則として、車道横断部につき1か所とする。ただし、車道横断部が1つの場合は2か所まで可とする。） 対象歩道橋の設置可能箇所については、次ページの図を参照。
仕様	原則、ステンレスプレートとする。 U型ボルトとナットを使用し、歩行者側にボルト等の突起物が出ないように固定するとともに、緩み防止対策を講じること。 ただし、対象歩道橋の構造や歩行者の安全面への配慮等から、ステンレスプレートの設置が適さない場合は、再剥離が可能な（粘着剤が残らない）シールでの設置にする等、協議のうえ決定する。
面積	原則、1か所につき1.0㎡以内 ただし、同じ方向を向いている壁面に既に設置されている標示等と合計した表示面積が当該壁面の総面積の3/10以内であること。 ※設置箇所により愛称名を支柱間内に収めること、手すり等に支障がないこと。
文字の大きさ	1文字最大で15cm角 故意に企業名等を強調するもの、読みにくいもの、過度に注意を引くもの等、周辺の景観と調和しないものは不可。
文字色	単色とする。 蛍光色、反射性のある色、華美なもの等は不可。 背景色とのバランスにより、読みにくいもの、過度に注意を引くもの等、周辺の景観と調和しないものは不可。
ロゴの大きさ	2文字分の面積まで
ロゴの色	蛍光色、反射性のある色は不可。
背景色	蛍光色、反射性のある色、華美なもの等は不可。

次ページあり

- ・デザイン・設置方法等は、横浜市と調整し、決定します。
- ・愛称名以外（電話番号、ホームページなどの連絡先表示など）を標示することはできません。
- ・行数は2行を上限とします。
- ・愛称名の標示について屋外広告物条例に基づく許可申請は不要ですが、横浜市屋外広告物条例が規定する広告物の基準には適合する必要があります。
- ・横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反する標示はできません。
- ・歩道橋の構造や安全性、交通・道路管理上に支障を生じさせる、道路法等各種法令を遵守していない、横浜市屋外広告物条例、横浜市景観計画、街づくり協議指針等の景観上の規定等に準じていない、周辺地域への影響が大きい、名称表示としての妥当性が認められない等の場合には、ご提案いただいたデザイン・設置方法等の変更等を求める場合があります。
- ・設置にあたっては、所管の土木事務所に対し、道路自費工事申請が必要です。

その他

【新横浜駅北口歩道橋の高欄への愛称標示設置可能箇所図】



の範囲内で各1か所（最大7か所）

次ページあり

(実例写真)



◀トツカーナ東急プラザデッキ
(戸塚駅西口歩道橋)
(戸塚区戸塚町)



◀Honda Cars 横浜 ミツ沢歩道橋
(保土ヶ谷区岡沢町)

ウ 階段への愛称名の標示の設置基準

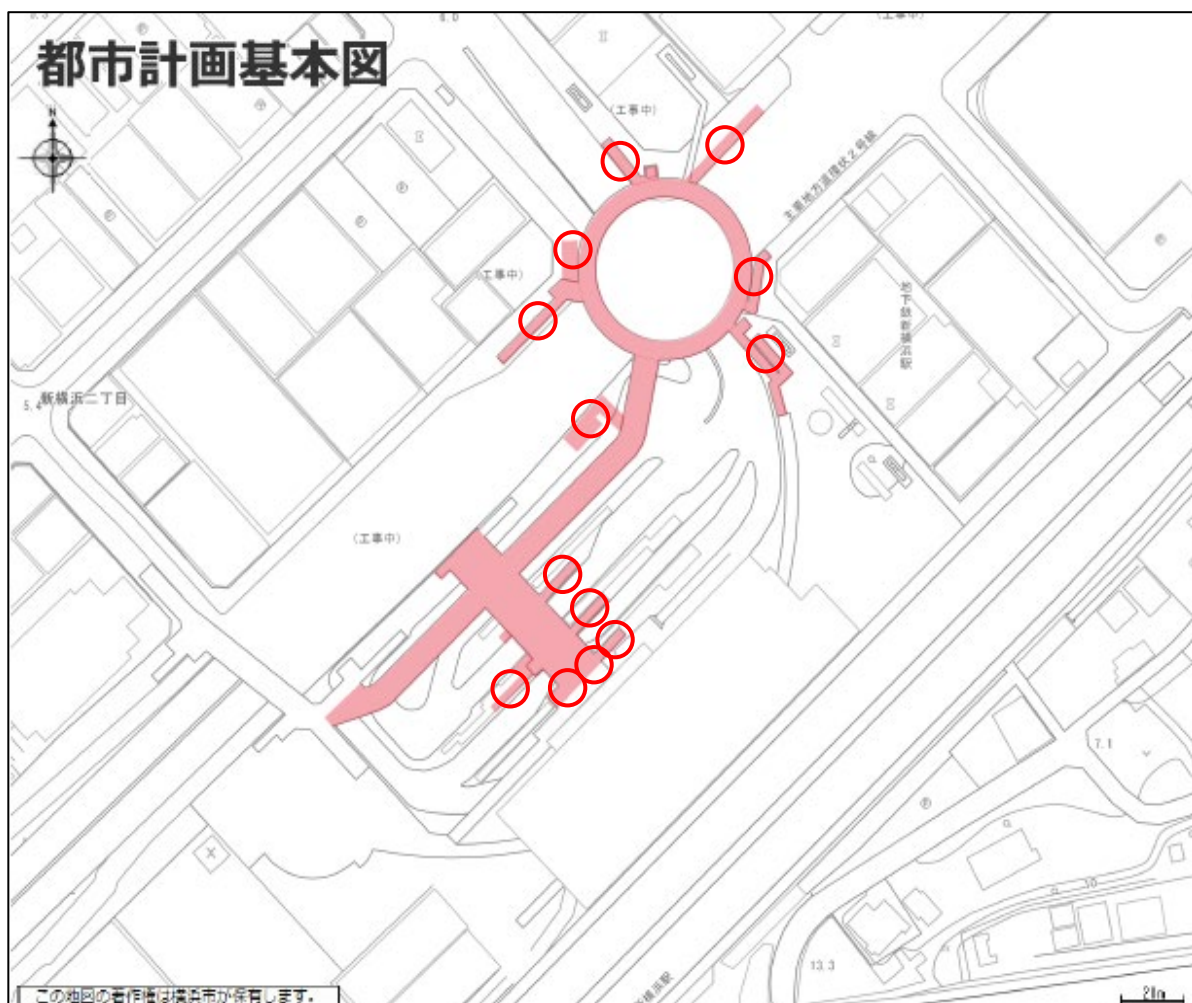
	設置基準
標示場所	<p>けこみ板（階段1か所につき、標示できる愛称名は1点までとする。）</p> <p>対象歩道橋の階段の最下段が接している路面から最上段が接している路面までの高さの1/2以下の位置に設置すること。</p> <p>対象歩道橋の設置可能箇所、設置イメージについては、次ページ以降の図を参照。</p>
仕様	<p>足や杖が引っかからないよう、薄いシール状の素材を使用すること。</p> <p>シールは再剥離が可能な（粘着剤が残らない）ものとする。</p> <p>設置期間に合った耐久性を有するものとし、安全面へ十分配慮すること。</p> <p>素材、耐久年数、色彩等は、横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル「道路編」に準拠すること。</p>
面積	<p>同じ方向を向いている階段けこみ板への愛称名の標示面積の合計は、当該階段けこみ板の総面積の3/10以内とすること。</p>
文字の大きさ	<p>故意に企業名等を強調するもの、読みにくいもの、過度に注意を引くもの等、道路交通に支障を及ぼすものや周辺の景観と調和しないものは不可。</p>
文字色	<p>単色とする。</p> <p>蛍光色、反射性のある色、華美なもの等は不可。</p> <p>背景色とのバランスにより、読みにくいもの、過度に注意を引くもの等、道路交通に支障を及ぼすものや周辺の景観と調和しないものは不可。</p>
ロゴの大きさ	<p>2文字分の面積まで</p>
ロゴの色	<p>蛍光色、反射性のある色は不可。</p>
背景色	<p>蛍光色、反射性のある色、華美なもの等は不可。</p> <p>踏面等との色の変化を付け、高齢者や弱視者が段を認識しやすいものとする。</p>
安全上の注意	<p>破損等した場合は至急修繕する等、安全面へ十分配慮すること。</p>

次ページあり

その他

- ・デザイン・設置方法等は、横浜市と調整し、決定します。
- ・愛称名以外（電話番号、ホームページなどの連絡先表示など）を標示することはできません。
- ・横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反する表示はできません。
- ・愛称名の標示について屋外広告物条例に基づく許可申請は不要ですが、横浜市屋外広告物条例が規定する広告物の基準には適合する必要があります。
- ・歩道橋の構造や安全性、交通・道路管理上に支障を生じさせる、道路法、道路占用許可基準等各種法令を遵守していない、横浜市屋外広告物条例、横浜市景観計画、街づくり協議指針等の景観上の規定等、に準じていない、周辺地域への影響が大きい、名称表示としての妥当性が認められない等の場合には、ご提案いただいたデザイン・設置方法等の変更等を求める場合があります。
- ・設置にあたっては、所管の土木事務所と協議のうえ、道路占用許可を受ける必要があります。なお、道路占用料は減免申請書を提出することで免除とします。

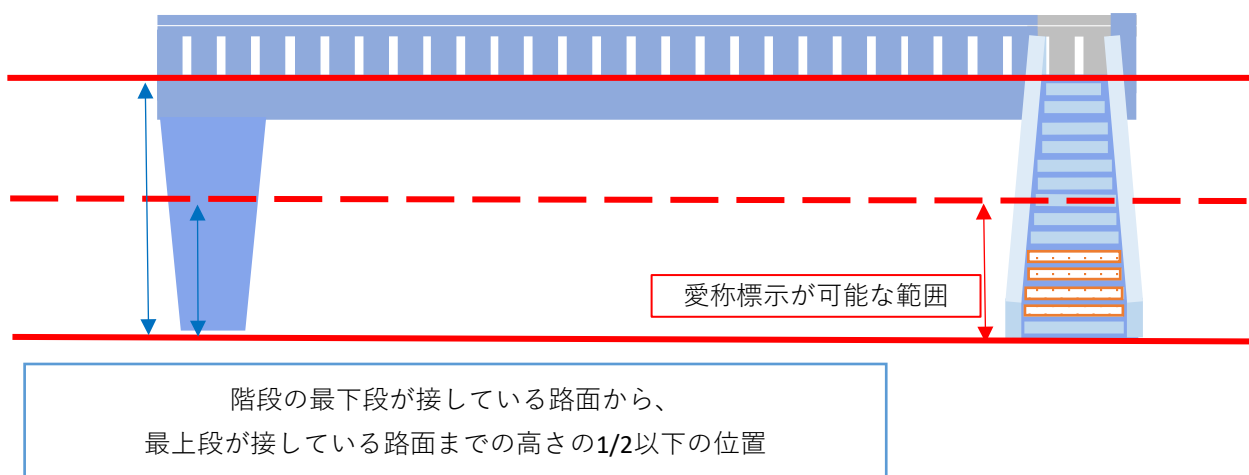
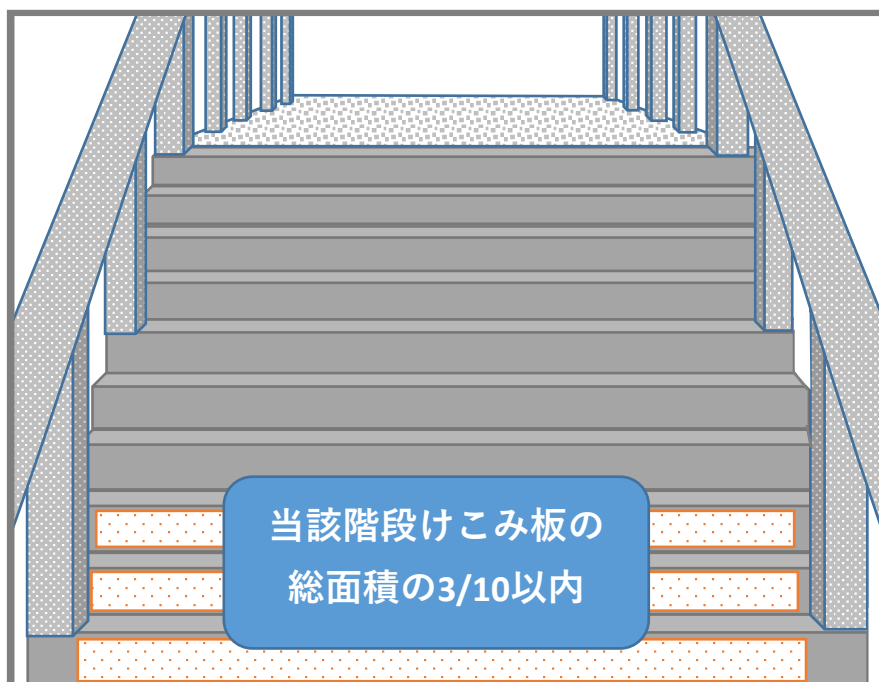
【新横浜駅北口歩道橋の階段箇所図】



階段箇所数：13か所

次ページあり

(設置イメージ)



エ フラッグによる愛称名の標示の設置基準

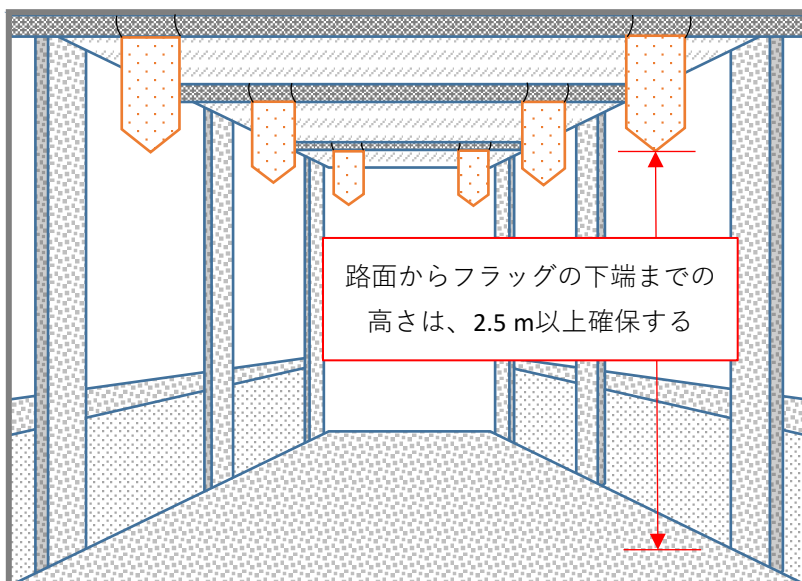
	設置基準
標示場所	<p>歩行幅員の内側に設置し、路面からフラッグの下端までの高さは、2.5 m以上確保すること。</p> <p>歩行者の手が届く手すり部分等への設置は不可。</p> <p>現況のままフラッグを設置可能な場合に限るものとし、新たにフラッグ用のポール等を設置することは不可。</p> <p>設置イメージは、次ページの図を参照。</p>
標示期間	愛称標示開始日を含む連続する1か月間以内の設置とする。
仕様	<p>1つのフラッグの表示面は表裏2面以内とする。</p> <p>材質は、不燃ターポリン等不燃性のもので反射材式でないものとする。</p> <p>また、相当強度の風雨等に耐えるものとする。</p> <p>設置期間に合った適切な耐久性を有するものとし、適宜ハトメ加工する等安全面へ十分配慮すること。</p>
面積	1つのフラッグの大きさは、横0.75m以内、縦2.10m以内とする。
文字の大きさ	故意に企業名等を強調するもの、読みにくいもの、過度に注意を引くもの等、周辺の景観と調和しないものは不可。
文字色	<p>単色とする。</p> <p>蛍光色、反射性のある色、華美なもの等は不可。</p> <p>背景色とのバランスにより、読みにくいもの、過度に注意を引くもの等、周辺の景観と調和しないものは不可。</p>
ロゴの大きさ	2文字分の面積まで
ロゴの色	蛍光色、反射性のある色は不可。
背景色	蛍光色、反射性のある色、華美なもの等は不可。
安全上の注意	強風時は一時的に外す、破損等した場合は至急修繕する等、安全面へ十分配慮すること。

次ページあり

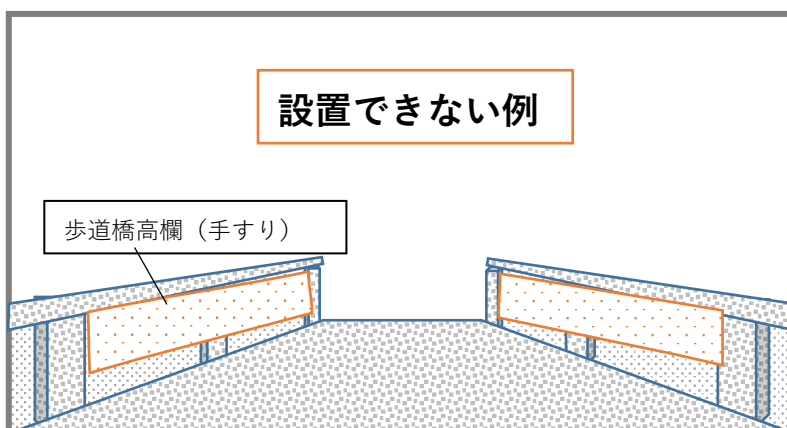
その他

- ・デザイン・設置方法等は、横浜市と調整し、決定します。
- ・愛称名以外（電話番号、ホームページなどの連絡先表示など）を標示することはできません。
- ・横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反する標示はできません。
- ・愛称名の標示について屋外広告物条例に基づく許可申請は不要ですが、横浜市屋外広告物条例が規定する広告物の基準には適合する必要があります。
- ・歩道橋の構造や安全性、交通・道路管理上に支障を生じさせる、道路法、道路占用許可基準等各種法令を遵守していない、横浜市屋外広告物条例、横浜市景観計画、街づくり協議指針等の景観上の規定等、に準じていない、周辺地域への影響が大きい、名称表示としての妥当性が認められない等の場合には、ご提案いただいたデザイン・設置方法等の変更等を求める場合があります。
- ・設置にあたっては、所管の土木事務所と協議のうえ、道路占用許可を受ける必要があります。なお、道路占用料は減免申請書を提出することで免除とします。

(設置イメージ)



※既設のポールや柱等に括り付ける。歩行幅員の内側に設置する。



※歩行者の手が届く手すり部分への設置は不可。

(2) 愛称名の標示以外のスポンサーメリット

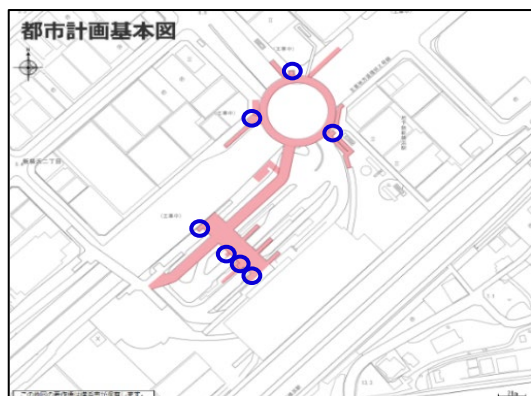
ア エレベーター内壁面への広告掲出

	広告の掲出条件（1～11全てを満たすこと）
1	歩道橋に付属するエレベーター内部の壁面へ掲出するもの。 エレベーター建屋のガラス窓には掲出不可。 また、防犯等の観点から、エレベーターの窓ガラスをふさぐ掲出は不可。
2	壁面等に再剥離可能なシール貼り等で行うもの。（バナーの掲出は不可。）
3	広告内容は、スポンサーの自社広告とする。
4	広告内に「広告」である旨を明記すること。
5	横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準、その他広告関連規定を遵守すること。
6	広告内容について、事前に本市の審査を受け、承認を得ること。
7	事前に承認を得た広告の内容（デザイン等）を変更する場合は、その都度、本市と協議し、承認を得ること。
8	広告の制作、設置、撤去等の作業は、スポンサーの費用負担により行うこと。
9	掲出期間中は、広告に破損や汚れのないよう、定期的な点検管理を行うこと。 剥がれ等の異常が見つかった場合や、耐久年数を超えた場合等、必要に応じて更新を行うこと。
10	広告を掲出する箇所について、所管の土木事務所と協議のうえ、道路占用許可を受けること。なお、道路占用料は減免申請書を提出することで免除とします。
11	道路法、道路占用許可基準等各種法令を遵守すること。

※広告料は、ネーミングライツ契約料に含めて提案してください。なお、契約期間中に広告を掲出しない期間があっても、契約料は返還しません。

※本市が行う公共工事等のためやむを得ない必要が生じた際は、一時的に掲出済の広告が隠れる場合や撤去を依頼することがあります。

【新横浜駅北口歩道橋のエレベーター箇所図】



エレベーター箇所数：7 箇所

イ その他

採用不可能なスポンサーメリット

法令等の制限により**採用ができない**スポンサーメリットの一覧です。

※こちらに記載のないものはすべて採用できるというわけではありません。

		愛称標示	企業や商品PR等のための広告
1	バナー・フラッグ	(主桁、高欄、階段、フラッグの愛称標示設置基準参照)	採用不可
2	壁面(屋外)、階段(けこみ板)へのシール貼り等		
3	路面へのシール貼り等	採用不可	
4	既設の案内板(空きスペース等)へのシール貼り等		
5	工作物、構造物の設置(歩道橋の主構造等に影響を与えるもの、元の構造を変えるもの等)		